

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、図書館、博物館（美術館及び動物園を含む。）、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので知事が指定するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法第3条第4項に規定する条例で定める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 法第5条第3号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。</p> <p>(経営の変更等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の承認を受けた者は、当該</p>	<p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、図書館、博物館（美術館及び動物園を含む。）、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので知事が指定するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法第3条第4項に規定する条例で定める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項</u>及び<u>第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第6条 法第5条第1項第4号の規定により宿泊を拒むことができる事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。</p> <p>(経営の変更等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項</u>又は<u>第3条の4第1項</u>の承認を</p>

承認に係る事項を変更したときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(手数料)

第8条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) [略]

(2) 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件 7,400円

2 [略]

受けた者は、当該承認に係る事項を変更したときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(手数料)

第8条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) [略]

(2) 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1件 7,400円

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。